

高浜町景観条例（案）に係るパブリックコメント実施要領

1 趣旨

高浜町景観条例の制定にあたり、町民等の積極的な参画を得るため、条例（案）を公表し、広く町民の皆さまなどからご意見を募集するものです。

2 意見募集期間

令和8年4月21日（火）から令和8年5月7日（木）まで
※最終日の窓口受付は、午後0時（正午）まで

3 公表方法

高浜町のホームページ（<https://www.town.takahama.fukui.jp/>）に掲載

4 募集対象者

- （1）町内に住所を有するもの
- （2）町内に事務所又は事業所を有するもの
- （3）町内の事務所又は事業所に勤務するもの

5 意見の提出方法および提出先

次のいずれかの方法で提出してください。

- （1）持参：高浜町建設整備課（平日8:30～17:15 ※最終日は12:00）
- （2）郵送：〒919-2292 福井県大飯郡高浜町宮崎 86-23-2 高浜町建設整備課
- （3）FAX：0770-72-4000
- （4）電子メール：kensetu@town.takahama.lg.jp

※いずれの方法も期限必着といたします。

※電話での受付はいたしませんので、ご了承ください。

6 ご意見を提出する際の留意事項

提出に当たっては住所・氏名（法人にあっては、名称・所在地等の連絡先）を明記してください。記載が無い場合は、提出意見として取り扱えない場合があります。

提出に当たって使用する言語は日本語でお願いいたします。

7 提出された意見の公表

提出された意見の内容は令和8年5月中に町のホームページで公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。その際に、氏名、住所、連絡先は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約し、掲載する場合があります。また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。

8 その他

(1) 町内に住所を有する方は、氏名、住所、連絡先を必ず記入してください。お寄せいただいた個人情報は、他の目的には一切使用しません。

※通勤、通学の方がご意見を提出される場合は、事業所・学校等の名称および所在の記入もお願いします。

(2) 意見を提出する際には、意見を付す項目について記載してください。

(例) 第〇条第〇項について

(3) お寄せいただきましたご意見に対する個別の回答は行いませんので予めご了承ください。

(4) 電話及び口頭でのご意見は、聞き取り誤りなどにより正確性を欠く恐れがあることから、応じられませんので予めご了承ください。

9 問い合わせ先

高浜町建設整備課 電話 0770-72-7702